

大船渡市空家等対策計画に係る令和7年度実施計画について

○基本方針1 発生抑制

No.	取組項目	取組内容	R7年度計画	事業費(千円) 上段：7年度額 下段：6年度額	担当課
1	市民意識の醸成	(1) 空家等の発生抑制に向けた市民意識の醸成を図るため、所有者等の責務や空家等に起因する問題、相続登記の必要性、空家特措法の概要などを市広報やホームページ等で周知する。	① ホームページ上で、分かりやすい情報提供に努めながら、空家等対策の必要性の周知を一層図る。	—	住宅管理課
			② 適切な管理について、お盆や年末年始の帰省時期に合わせ、家族で話し合えるような空き家対策の記事を広報に掲載する。また、民間事業者から寄贈された空き家対策ガイドブックを活用し、相談対応の際等に意識啓発を図る。	—	住宅管理課
			③ 全国空き家協議会より提供された我が家のエンディングノートについてホームページ等で周知する。	—	住宅管理課
2	専門家団体と連携した相談体制の整備	(1) 空家等について市民から相談等を受ける窓口を一本化し、庁内横断的に連携して対応する。	① 問合せなどの初期対応を行い、必要に応じて関係課や関連団体を案内する。	—	住宅管理課
		(2) 不動産・法務・建築等の団体と連携し、専門家による相談窓口を設置するなどの支援体制を整備する。	① 関係団体との調整を図り、相談体制の充実に努める。	—	住宅管理課
3	相談会等の実施	(1) 一般市民を対象に、相続や管理の必要性についてのセミナーや相談会を開催する。	① 法務・不動産・建築等の専門家と連携し、対面形式による無料相談会、空き家に関する学習会や講座を開催する。	48 (48)	住宅管理課
			② 空き家にしないための取組として空き家に関する出前講座を行う。	—	住宅管理課
4	住み続けるための支援	(1) 木造住宅耐震補強工事助成事業や住宅省エネリフォーム助成事業により、既存住宅に安心して長く住み続けられるための住環境整備を支援する。	① 住環境整備のための補助として、住宅省エネリフォーム助成事業等を行う。	2,725 (3,575)	住宅管理課
			② 住環境整備のための補助として、木造住宅耐震改修工事助成事業を継続して行うほか、耐震診断に対する支援（診断士の派遣事業）も行う。	1,349 (1,142)	住宅管理課

○基本方針 2 適切な管理の促進

No.	取組項目	取組内容	R7年度計画	事業費(千円) 上段：7年度額 下段：6年度額	担当課
1	空家等の継続的な実態把握	(1) 住民等から寄せられる最新の情報等を活用し、空き家台帳を随時更新する。	① 通報のあった管理不全空家等について、住基情報や水道の閉栓状況等を調査の上、現地確認等による実態把握に努める。	—	住宅管理課
			② 住民異動届により空き家候補を選定し、水道の閉栓状況等を調査、現地確認の上、新たな空き家として登録する。	—	住宅管理課
			③ 問合せ等を受けた空家等の解体・活用状況を把握し、空き家台帳を定期的に更新する。	—	住宅管理課
2	所有者等の特定	(1) 実態調査で把握した空き家や市民等から情報を寄せられた空き家について、所有者等の特定に努める。	① 通報のあった管理不全な空家等について、適切な管理を促すため、所有者等の特定作業を進める。	—	住宅管理課
3	適切な管理の周知	(1) 所有者等による適切な管理の促進のため、管理のために必要な情報を提供する。	① 季節ごとのポイントなどを踏まえながら、市広報やホームページで適切な管理の必要性を周知する。	—	住宅管理課
			② 管理不全な空家等に対する適切な管理を促す通知を行い、通知した空家について追跡調査を行う。	—	住宅管理課
		(2) 適切な管理の必要性について、樹木繁茂の時期に注意喚起の文書を送付するなど、積極的な啓発を行う。	① 通報があった管理不全な空家等に対し、適切な管理に関する情報を提供し、管理を促す。	—	住宅管理課
			② 所有者等からの相談対応や通報案件に対する適切な管理を促す通知の際に、（公社）大船渡市シルバー人材センターや郵便局のサービスを周知する。	—	住宅管理課
4	管理手法の検討	(1) 空家等の見回りや敷地内の除草、建物内の簡易清掃等を行う、管理代行事業者の活用や連携等について検討する。	① 新たな手法について他自治体の事例等の情報収集をする。	—	住宅管理課

○基本方針 3 利活用の促進

No.	取組項目	取組内容		R7年度計画		事業費(千円) 上段：7年度額 下段：6年度額	担当課
1	空き家バンクの活用促進	(1)	良好な生活環境の保全や本市への移住・定住の促進を図るため、空き家バンクを通じた空き家の利活用を促進する。	①	市ホームページや不動産事業者等による制度周知を継続して実施し、空き家バンクへの登録を促進する。また、利用希望者のニーズを把握するため、アンケート調査等を行う。	—	住宅管理課
		(2)	空き家バンク活用奨励金の交付等により、空き家バンクへの登録を一層促進し、空き家の有効活用を図る。	①	空き家バンク活用奨励金や若者・移住者空き家取得奨励金等による支援事業を継続して実施する。さらに今年度の新設された子育て世帯取得奨励金による支援を実施する。 【予算額】 ・空き家バンク活用奨励金 500千円（10件分） ・若者・移住者空き家取得奨励金 900千円（3件分） ・子育て世帯空き家取得奨励金 600千円（3件分）	2,000 (2,500)	住宅管理課
2	空き家及び空き店舗の利活用に係る支援 ア空き家	(1)	空き家を取得して居住する場合の住宅リフォーム助成事業や、高齢者が気軽に集える場所の確保を目的とした高齢者交流サロン運営事業補助金の活用を促進する。	①	空き家改修工事補助金制度により、空き家バンクを通じて取得した住宅の改修費の一部を補助する。 【予算額】 1,000千円(2件分)	1,000 (1,500)	住宅管理課
				②	利用希望者からの申請により、「フラット35地域連携型」の手続きに必要な書類発行等を行う。 (空き家改修工事補助金交付対象者が改修費を住宅金融支援機構から借り入れる場合に利率0.5%が引き下げられる。対象期間は10年。)	—	住宅管理課
				③	高齢者交流サロン運営事業補助金 空き家を活用した活動実施場所の確保について、相談等に対応する。	—	長寿社会課
		(2)	空き家を利活用するための新たな支援策について検討を深める。	①	国や県、他の自治体の動向について情報収集をする。	—	住宅管理課

○基本方針 3 利活用の促進

No.	取組項目	取組内容	R7年度計画	事業費(千円) 上段：7年度額 下段：6年度額	担当課
2	空き家及び 空き店舗の 利活用に係 る支援 イ空き店舗	(1) 大船渡市まちなか・商店街起業支援事業補助金や既存の中小企業振興事業補助金の活用を促進し、中心市街地等のにぎわいの創出を図る。	① まちなか・商店街起業支援事業 起業等の促進と空き店舗等遊休 資産の活用により、まちの新たな 魅力向上と賑わい創出を図るた め、商業集積地や中心市街地の空 き店舗等を利用して新規出店する 起業家及び第二創業者に対して、 内外装工事費や借家料等を補助す る。 a) 商業集積地 【予算額】1,500千円(2件分) b) 中心市街地 【予算額】500千円(1件分)	2,000 (2,000)	商工企業課
			② 中小企業振興事業補助金 ・市内の中小企業団体が中小企業 の振興を図るための事業を実施す る場合に、要する経費に対し補助 する。 ・補助率 1 / 2 ・補助限度額 50万円 ・地域交流促進事業（空き店舗活 用）	4,000 (4,000)	商工企業課
3	空家等除却 後の跡地の 活用	(1) 空家等の除却跡地の活 用やランドバンク（空き 地バンク）の在り方につ いて検討する。	① 庁内関係課との調整をはかれる よう、国や県内市町村の動向を中 心に情報収集する。	—	住宅管理課

○基本方針 4 管理不全な空家等の解消

No.	取組項目	取組内容	R7年度計画		事業費(千円) 上段：7年度額 下段：6年度額	担当課
1	立入検査の実施	(1) 特定空家等への措置を講じようとする場合、必要な限度において実施する。	①	(特定空家等として判断が必要な管理不全な空家等は現時点ではなし。)	—	住宅管理課
2	特定空家等の判断	(1) 管理不全な空家等について個別に現地調査を行い、判定基準に基づき、特定空家等、管理不全空家等に該当するかを判断する。	①	(特定空家等として判断が必要な管理不全な空家等は現時点ではなし。)	—	住宅管理課
			②	管理不全空家等判断基準を策定する。	—	住宅管理課
3	大船渡市空家等対策協議会の意見聴取	(1) 措置が必要な特定空家等に認定するかどうかの判断に際して、学識経験者等で組織する大船渡市空家等対策協議会の意見を聴く。	①	(措置が必要な特定空家等は現時点ではなし。)	—	住宅管理課
4	助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置の実施	(1) 措置が必要な特定空家等に認定した場合は、所有者等に対し、助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置を講じる。	①	措置が必要な特定空家等は現時点ではないが、県内他市などの事例を研究し、必要時の対応について情報収集する。	—	住宅管理課
5	相続財産管理制度の活用検討	(1) 相続人不存在や所有者等の所在が不明な特定空家等への対応について、相続財産管理制度の活用の可能性を検討する。	①	当該制度の活用が必要となる事案に備え、情報収集する。	—	住宅管理課
6	空家等を解体・除却するための支援	(1) 管理不全空家等の所有者等による主体的な解体・除却を支援するため、民間企業との連携協定等について検討をする。	①	危険空き家除却工事補助金に係る相談受付や申請受付を通じ、除却を支援する。 (2件分)	1,000 (1,000)	住宅管理課
			②	相談受付の際に解体工事事業者一覧を配布するほか、ホームページで公開し、情報提供する。	—	住宅管理課